

介護保険施設利用の際の  
食費・居住費を減額する制度です。

## 負担限度額認定証について

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費はご本人による負担が原則ですが、条件に該当する方については、申請に基づきそれらの費用の負担軽減を行っています。

負担の軽減を希望される方は、必要書類を添えてお住まいの区役所・支所に申請をしていただき（郵送申請も可）、条件に該当した方に交付される「負担限度額認定証」を利用施設に提示する必要があります。

### ○ 認定のための条件

- ① 世帯全員（世帯を別にする配偶者を含む）が市町村民税非課税であること
- ② 預貯金等の資産が利用者負担段階毎に設定された基準以下であること

### ○ 申請に必要となる持ち物

#### <区役所・支所の窓口へ提出の場合>

- 介護保険負担限度額認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 個人番号カード等のマイナンバーの確認ができるもの
- 資産の状況が確認できる書類（※裏面参照）



（預貯金通帳や有価証券及び投資信託等の残高が確認できるもの）

- ・原則、申請日から直近2か月前までの期間に記帳したもの（原本）をご持参ください
- ・複数お持ちの場合は、すべてをご用意ください
- ・ご夫婦の場合は、配偶者の方の分も必要です

#### <郵送提出の場合>

- 介護保険負担限度額認定申請書（必要事項を記入したもの）
- 資産の状況が確認できる書類の写し（※裏面参照）
  - ・預貯金通帳は、銀行名・支店名・名義人のわかる部分
  - ・預金種別に関わらず直近2か月までの期間に記帳したことがわかるページ（定期・貯蓄等のご利用がない場合でも、「ないこと」を確認するため必要です）
  - ・複数のお持ちの場合は、すべての分が必要です
  - ・ご夫婦の場合は配偶者の方の分も必要です
- ◎ 書類の準備ができましたら、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当宛てに送付してください

### ○ 注意点

- ・申請書を受け付けた後に審査を行い、後日結果を郵送します。
- ・有効期限は原則として7月末までとなります。翌年度に引き続きご利用いただくためには再度申請が必要となります。
- ・配偶者の1月1日現在の住所が京都市以外で、申請書に配偶者のマイナンバーの記載がない場合は、配偶者の市町村民税非課税の証明書の添付が必要です。
- ・生活保護受給中の方につきましては、生活保護の受給判定において必要な内容について既に審査されているため、資産確認書類は不要です。

ご不明な点がございましたら、京都市介護認定給付事務センター（075-708-7711）まで、お問い合わせください。

## ○ 申告の対象となる資産

資産の種類	添付が必要な確認書類の例
預貯金（普通・定期・貯蓄）	通帳や証書の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し） ※明細に「配当」「分配」等の記載がある場合、投資信託や有価証券等の取引内容を確認してください。 ※定期等を解約された場合、解約したことが分かる証明書が必要です。
投資信託・有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	取引のある銀行、信託銀行、証券会社の口座残高が分かるものの写し（ウェブサイトの写しも可）例「取引残高報告書」、「所有株式数証明書（特別口座）」等 ※ただし、金融機関により名称が異なる場合がありますので取扱金融機関へご確認ください。 ※配当金のお知らせは残高証明にはなりません。 ※解約時は解約したことが分かる証明書が必要です。
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
出資金（信用金庫・JA等）	出資金がわかるものの写し 例「出資残高通知書」「出資証券」等
現金	なし（申請書に金額を記入）
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など ※資産の合計から差し引いて計算します
生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などの資産は対象外です。	

## ○ 利用者負担段階の基準と負担限度額

利用者負担段階 以下の1～3の段階には、次の両方の基準を満たしている必要があります。 ・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が <b>市民税非課税</b> ・預貯金等の資産要件が基準以下		食費の 日額 上段：ショ ートステイ 下段：施設	居住費の日額				預貯金等の 資産要件の 基準
			ユニット型		従来型 個室	多床室	
			個室	個室的多床室			
<b>1段階</b>	高齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方など	300円 300円	880円	550円	特養等 380円 老健・医療院等 550円	0円	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下 ※生活保護を受給されている方を除く
<b>2段階</b>	その他の合計所得金額(※1)と年金収入額(非課税年金を含む)の合計が82.65万円(※2)以下の方など	600円 390円	880円	550円	特養等 480円 老健・医療院等 550円	430円	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
<b>3段階①</b>	その他の合計所得金額(※1)と年金収入額(非課税年金を含む)の合計が82.65万円(※2)超120万円以下の方など	1,030円 680円	1,370円	1,370円	特養等 880円 老健・医療院等 1,370円	430円	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
<b>3段階②</b>	第1段階～第3段階①に該当されない方など	1,360円 1,420円	1,470円	1,470円	特養等 980円 老健・医療院等 1,470円	530円 ※4の場合は430円	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
上記の条件に該当しない方（基準費用額） ※ 実際の費用は施設との契約により異なる場合があります。		1,545円 1,545円	2,066円	1,728円	特養等 1,231円 老健・医療院等 1,728円	915円 697円(※3) 437円(※4)	

※1 その他の合計所得金額…合計所得金額から年金所得等を控除した額

※2 令和8年8月以降、基準額が80.9万円から82.65万円へ見直しとなります。（令和8年7月までは80.9万円）

※3 室料徴収の対象となる老健・医療院

※4 室料徴収の対象とはならない老健・医療院等

注) 2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方は、利用者負担段階に関わらず、単身世帯で1,000万円以下、夫婦世帯で2,000万円以下が預貯金等の資産要件の基準となります。